

審 査 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風営適正化法

根 抱 条 項：第20条第10項において準用する第9条第1項

処 分 の 概 要：遊技機の増設、交替その他の変更の承認

原権者（委任先）：岐阜県公安委員会

法 令 の 定 め：

法第3条第2項（公安委員会が付した条件）、第4条第4項（承認の基準）、第20条第10項において準用する第9条第2項

添付書類府令第1条第11号（変更承認申請書の添付書類）

規則第1条（変更承認申請書の提出）、第8条（著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準）、第19条（変更の承認の申請）

審 査 基 準：

標 準 处 理 期 間：別紙のとおり

申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署（担当窓口 生活安全課）

問 合 せ 先：申請先に同じ

備 考：

法令の定めの解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和7年11月28日 警察庁生活安全局）第12の8及び第17の9を参照すること。

標準処理期間：

遊技機の増設、交替その他の変更の承認については、変更する遊技機により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできないが、目安となる期間を

12日
と定める。

ただし、申請に係る遊技機が、法第20条第2項の認定を受けたもの又は同条第4項の検定を受けた型式に属するもののみである場合に限る。